

西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.2

網掛け部分 は既に回答した質問
それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
1	実施要領 1(4) 応募資格	「応募希望者は日本国内の公共建築設計にかかる受注実績を有すること」とありますが、官民連携事業であるパークPFIによる新築の実績は含まれるでしょうか。（主催は行政、土地所有は行政、設計承認は行政＋採択された民間事業者、建築費負担は採択された民間事業者）	PFI事業は公共事業実績として認めます。 パークPFIにおいても、応募希望者が建築物の新築・改築・増築で竣工した物件または実施設計を終了した物件があれば、実績として認めます。 応募登録時に事業実績等を証する資料を添付してください。	2月6日
2	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件③入札参加資格で、新たに登録する場合の業種は何になりますか。	入札参加資格申請は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)から、利用者仮登録、ICカード登録などの事前準備を行い、その準備後に同サイトの「設計 測量 建設コンサルタント等業務」から業種を「建築設計」として登録してください。 入札参加資格申請手続の詳細は西尾市ホームページ上の「令和4・5年度 西尾市入札参加資格審査申請要領【設計・測量・建設コンサルタント等業務】 (https://www.city.nishio.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/829/konsaru.pdf)」を参照してください。	2月6日

西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.2

網掛け部分 は既に回答した質問
それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
3	実施要領 1(4) 応募資格	西尾市入札参加資格審査申請要領【設計・測量・建設コンサルタント等業務】では、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する代表権のある方の名義のICカードが必要と示されていますが、ICカード作成に要する時間はどれぐらいですか。	電子入札コアシステムに対応したICカードについては、その作成に1か月程度の時間を要すると思いますので、できる限りお早めにご準備ください。 なお、ICカードの詳細は「電子入札コアシステム」のサイト (http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/index.html)を参照してください。	2月6日
4	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件③入札参加資格で、西尾市で「建設コンサルタント」の業務で登録している場合でも、追加登録が必要になりますか。	本設計競技参加のためには、業務は「設計」、業種は「建築設計」での追加登録をお願いします。	2月6日
5	実施要領 1(4) 応募資格	【様式1】登録申込書兼業務実績書で入力する応募希望者は、一級建築士事務所の開設者ではなく、一級建築士事務所の構成員でも良いですか。	【様式1】で入力する応募希望者は、建築士法第23条に定める一級建築士事務所登録の開設者になります。	2月6日

西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.2

網掛け部分 は既に回答した質問
それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
6	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤「日本建築家協会（JIA）の登録建築家または日本建築士会連合会の総括設計専攻建築士を本設計競技の管理技術者もしくは意匠技術者として配置していれば同等とみなす」について、現在、JIAの登録建築家に申請中であるため、本コンペの登録期間には間に合いません。4月1日は登録の可否が明らかになるため、本コンペ登録時にはJIA登録建築家認定予定者として登録することは可能でしょうか。	応募資格の基準日（令和5年3月1日）現在で、登録建築家を申請中であることを証明でき、入札参加資格申請と同様に1次審査提案図書の提出期限である5月12日までに登録完了を証明することができれば応募登録は可能（証明できない場合は失格）とします。 なお、総括設計専攻建築士についても同様の取扱いとします。 このため、【様式1】⑤の登録番号の欄は「申請中」と入力し、申請中であることを証明する資料を添付してください。	2月10日
7	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績の受注実績とは「元請」としての実績を指していますか。 また、JVあるいは協働設計、設計協力としての実績も対象になりますか。	公共事業実績は「元請」が対象です。JVとしての元請の受注も実績として認めます。したがって、協働設計や設計協力など元請の下請については対象にはなりません。 ただし、PFI事業の場合はSPC（特別目的会社）からの設計受注の元請は実績として認めます。	2月10日
8	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績の受注実績を有する応募希望者とは、事務所の開設者を指しますか。	公共事業の元請の実績を有する応募希望者とは、事務所の開設者または配置技術者②で示す管理技術者、意匠技術者のいずれか一人の受注実績になります。	2月10日

西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.2

網掛け部分 は既に回答した質問
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
9	実施要領 1(4) 応募資格	<p>応募資格要件⑤公共事業実績の受注実績とは、過去に所属していた組織が受注し、そこにおいて担当者として設計監理を担当した実績のことと考えてよろしいですか。 また、それはどのように証明するのですか。</p>	<p>過去に所属していた組織が「元請」として受注し、回答8と同様に事務所の開設者、管理技術者、意匠技術者のいずれか一人がその設計に携わっていた実績を求めます。 なお、その証明は、契約書、重要事項説明書（建築士法第24条の7）、掲載雑誌、入賞時の賞状、新聞などのメディア報道資料の写しから、対象者が設計に携わっていたことを証明してください。 ただし、過去に所属していた組織から証明書類を入手することに時間を要する場合、応募登録の際は事務局が用意する誓約書を提出し、入札参加申請と同様に1次審査提案図書の提出期限である5月12日までに証明書類を提出（提出できない場合は失格）してください。 誓約書の様式については2月末までに市ホームページにアップします。</p>	2月10日
10	実施要領 1(4) 応募資格	<p>応募資格要件⑤公共事業実績の受注実績について、雑誌掲載時に応募希望者の名前が載っていないといけなんでしょうか。 また過去に所属していた組織から証明として署名をいただくことが必要ですか。</p>	<p>回答8で示すとおり、事務所の開設者、管理技術者、意匠技術者のいずれか一人がその設計に携わっていた実績を求めます。また、過去に所属していた組織の署名は必要ありませんが、回答9のとおり、契約書、重要事項証明書、掲載雑誌などの写しにより対象者が設計に携わっていたことの証明を求めます。</p>	2月10日

西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.2

網掛け部分 は既に回答した質問
 それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
11	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績について、配置技術者②で示す協力者がその実績を有する場合でも応募登録はできますか。	<p>回答8で示すとおり、公共事業の元請の実績を有する応募希望者とは、事務所の開設者または配置技術者②で示す管理技術者、意匠技術者のいずれか一人であるため、協力者の受注実績では応募登録はできません。</p> <p>ただし、回答7で示すとおり、PFI事業の場合はSPC（特別目的会社）からの設計受注の元請は実績として認めます。</p>	2月10日
12	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績について、規模や用途は特に問わないでしょうか。	<p>建築行為を伴う物件であれば規模や用途の基準はありません。</p>	2月10日
13	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績として、合同会社発注の福祉施設等（市の補助金を受けて竣工した小規模多機能型居宅施設）の建築設計は認められますか。	<p>発注者が合同会社であるため公共建築設計としては認められません。</p>	2月10日
14	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件⑤公共事業実績として、自治会館（集会所）の設計は該当しますか。	<p>発注者が市町村や公益法人などの公共団体等の場合は該当しますが、自治会の場合は公共団体等に含まれませんので、該当しません。</p>	2月10日

西尾市生涯学習センター（仮称）設計者選定設計競技 質問回答表 Vol.2

網掛け部分 は既に回答した質問
それ以外は今回初めて回答する質問

回答番号	質問分野	質問趣旨	回 答	回答日
15	実施要領 1(4) 応募資格	応募資格要件①建築士事務所登録について、事務所移転のため、現在、証明書記載の住所と現所在地が異なる状態です。現在変更手続き中ですが、申請期間に間に合わなかった場合、「建築士事務所登録証明書(写し)」と住所変更が記載された「建築士事務所登録事項変更届(写し)」を添付することで必要書類とすることが可能でしょうか。	応募登録時は「建築士事務所登録証明書(写し)」と住所変更が記載された「建築士事務所登録事項変更届(写し)」を添付してください。 なお、その後、事務所移転の登録が完了次第、事務局に速やかにご連絡ください。	2月10日
16	実施要領 1(4) 応募資格	2023年5月に法人成りを予定している場合の提出書類は現況の必要書類を提出するということによいですか。	応募登録時は現況で、その後に法人化した場合に速やかに名称などの変更連絡を事務局にお願いします。 ただし、法人化に伴い、事務所の開設者、配置技術者②で示す管理技術者及び意匠技術者が変更される場合は応募登録は無効となります。	2月10日
17	様式1 登録申込書兼業務実績書	【様式1】登録申込書兼業務実績書について、電子申請サイトに「一級建築士事務所登録などの資格や事業実績を証する資料などを添付していただきますのでご用意をお願いします」とありますが、「一級建築士事務所登録などの資格や事業実績を証する資料」の入力フォーマットは3月1日まで開示されないのでしょうか。	様式1の入力(電子申請)は、3月1日からの受付になりますので、それ以降に関係資料の添付をお願いします。 なお、電子申請の入力項目については市ホームページにアップしています各様式のサンプル(PDFファイル)から確認できます。	2月10日